

## 船着場使用届

大阪市経済戦略局  
NPO法人大阪水上安全協会 御中

届出人

住 所

氏 名

(法人名称)

(連絡先) 担当者名

所属

(TEL - - )

当日連絡(緊急連絡)先

(TEL - - )

下記のとおり、船着場を使用しますので届け出ます。なお、船着場の使用に際しては、裏面特記事項を遵守します。

1. 使用船着場

大阪ドーム千代崎港・大阪ドーム岩崎港・大阪国際会議場前港・湊町船着場・太左衛門橋船着場・  
八軒家浜船着場・福島港(ほたるまち港)・日本橋船着場・大阪市中心卸売市場前港・  
ローズポート・本町橋船着場

2. 使用目的:

定期旅客事業・不定期旅客事業・旅客定員 13 名未満の遊覧船事業・プレジャーボート等

3. 使用日時:令和 年 月 日(午前・午後) 時 分～ 時 分

4. 使用船舶名

船名:

長さ、トン数:

船舶番号:

旅客定員:

5. 鍵借受日:令和 年 月 日(※原則として、使用日の前日とする)

鍵返却日:令和 年 月 日(※原則として、使用日の翌日とする)

6. 鍵借受者氏名

鍵借受者連絡先 (TEL - - )

※4に記載する船舶を初めて使用することとなる「船着場使用届」を提出する際には、使用する船舶の平面図及び写真を添付してください。

※「船着場使用届」に記載された個人情報につきましては、本人の事前の承諾を得ない限り、他に開示いたしません。

〔特記事項〕

- ①使用当日は、水上通行船舶関係者とのトラブル、事故等が生じないよう万全を期します。
- ②施設は善良な管理者の注意をもって使用します。
- ③門扉等の管理について
  - ・乗員、乗客の乗降時以外は、門扉の施錠を行い、第三者が施設内に立ち入らないようにします。
- ④施設に損傷を与えた場合は、ただちに船着場管理者へ報告のうえ指示に従い、復旧します。
- ⑤施設使用後は施設付近の清掃を行い、施設を現状に復し、鍵を速やかに返却します。
- ⑥施設使用中の事故やその他の理由により第三者に損害を及ぼした時は、使用者の責任において全て処理します。
- ⑦災害時は、災害対策関係者が施設を優先使用することについて異議ありません。
- ⑧船着場使用に係るトラブルがあった場合は、使用者において解決します。
- ⑨鍵は第三者への転貸、複製等をしません。なお、鍵を紛失・損壊した場合は、現物で弁償します。
- ⑩その他、次の行為の禁止を遵守します。なお、違反した場合は、使用を制限されても異議ありません。
  - ・10分を超える係留
  - ・船着場を損傷する行為
  - ・船着場周辺の住民の迷惑となるような行為
  - ・船着場及びその周辺における集客行為
  - ・船着場における火気の使用
  - ・船着場に油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
  - ・船着場での物品の販売、募金等
  - ・その他、河川管理上支障きたすおそれのあること

# 事業者登録票 (新規・変更)

年 月 日

事業者名 (社名)	
住 所 〒	
T E L	
F A X	
パース指定担当者	
請求書送付先	
住 所 〒	
事業者名 (社名)	
災害時緊急連絡先	
昼 間 担当者	
携帯電話可 T E L	
担当者	
T E L	
担当者	
T E L	
夜 間 担当者	
自宅TEL	
担当者	
自宅TEL	
担当者	
自宅TEL	

船舶登録票

提出者  
(代理店)

船主名		
運航者名		
信号符字または船舶番号	船名	国籍
総トン数(新トン数または国籍証書トン数) CONVERTIBLE GROSS TONNAGE		
国際総トン数 INTERNATIONAL GROSS TONNAGE		
載貨重量トン数 DEAD WEIGHT		
全長 L.O.A		
全幅 BREADTH		
満載喫水 FULL DRAFT		
船首から船橋までの長さ LENGTH OF BOW TO BRIDGE		
マスト高(キールからマストトップまで) HEIGHT OF KEEL TO MAST-TOP		
スラスタ馬力 THRUSTER H.P	バウ BOW	スタン STERN
	.PS	PS
ランプウェイ位置	バウ	サイド
		スタン
	船首 両舷 右舷 左舷	船首 両舷 右舷 左舷
船首尾端からランプウェイ端までの距離	バウ	スタン
		m
船舶の用途(コンテナ船、オイルタンカー、自動車運搬船、一般貨物船の分類で記載)		
航路	定期	不定期
	(主要航路:	)
資格	内航	外航

# 入港前手続様式(その1)

【 港長、港湾管理者、地方運輸局、海上保安官署 共通様式 】

- 危険物荷役許可申請                       停泊場所指定願                       移動許可申請  
 係留施設使用許可申請                       船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報  
 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報

※ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報の通報、船舶油濁損害賠償保障法に基づく保証契約情報の通報、港則法に基づく危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請並びに港湾管理者の求める係留施設等使用許可申請にあたっては、この様式を用いることができる。

- 港長殿                        
 港湾管理者殿                
 地方運輸局長殿                
 海上保安\_\_\_\_\_長殿

船長氏名 \_\_\_\_\_  
 申請者名 \_\_\_\_\_  
 申請者住所 \_\_\_\_\_  
 担当者名・連絡先 \_\_\_\_\_

【 外航 ・ 内航 】

船舶基本情報	船名		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)	
	船種	【 貨物船・コンテナ船・貨客船・客船・油槽船・漁船・その他 】 / 【 汽船・機船・機帆船・その他 】		
	国籍	船籍港		
	総トン数	国際総トン数	重量トン数	全長
	連絡方法	呼出符号(信号符号)	船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法	
船主等情報	船主名(所有者名)・住所・電話番号又はFAX番号			
	(名前)			
	(住所)			
	(電話番号又はFAX番号)			
	運航者名・住所・電話番号又はFAX番号(運航者と船舶賃借人が異なる場合は、船舶賃借人名・住所・電話番号又はFAX番号を併記すること)			
	(名前)			
	(住所)			
入港情報	入港予定港名		入港予定日時	
			月 日 時 分	
	停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間	
			月 日 時 分から	
			月 日 時 分まで	
	係留施設(希望船席)名称・場所		(コード)	
	着岸(予定)日時		離岸(予定)日時	
	月 日 時 分		月 日 時 分	
	移動前停泊場所		移動後停泊場所	
	移動理由		移動予定日時	移動後停泊予定期間
		月 日 時 分	月 日 時 分から	
		月 日 時 分まで		
運航区分	着岸舷側	(被)接舷船名	最大喫水(入港から出港まで)	
【 入港 ・ 移動 】	【 左舷 ・ 右舷 】		〇.〇(m)	
航海情報	航路名		【 優先指定 ・ 定期 ・ 不定期 】	
	仕出港	前港	次港	仕向港
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻			
(入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】 (予定日時) 月 日 時 分				

船名		IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)			
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類(積荷地)・数量		入港予定港における船積貨物の種類・数量		
	入港予定港	(種類) (数量)	(種類)	(数量)	
	その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)				
危険物情報		品名(積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点(密閉式による摂氏)	こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置	
	入港時				
	出港時				
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
保障契約情報	保障契約締結の有無 【 有 ・ 無 】	保障契約証明書等の番号(保障契約証明書等を有している場合)			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称			
		②保障契約の証書の番号			
		③保障契約の有効期間			
	④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか	【 なっている ・ なっていない 】			
	⑤保障限度額				
	過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【 有 ・ 無 】				
備考					

## 入港前手続様式(その2)

船名	IMO番号(又は船舶番号・漁船登録番号)		
船舶警報通報装置の有無  【 有 ・ 無 ・ 故障 】	船舶指標対応措置に対応した国際海上運 送保安指標	通報日時・通報時の船舶の位置 (日時) 月 日 時 分 (位置)	
船舶保安証書の番号及び発給機関 (番号)  (発給機関)	船舶保安統括者の氏名及び連絡先 (氏名)  (連絡先)	船舶保安管理者の氏名及び職名 (氏名)  (職名)	
当分の間内航か 【 はい ・ いいえ 】			
出港後に他の本邦の港へ入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻			
① (予定港) (係留施設名)			
(時刻) 月 日 時 分			
② (予定港) (係留施設名)			
(時刻) 月 日 時 分			
③ (予定港) (係留施設名)			
(時刻) 月 日 時 分			
④ (予定港) (係留施設名)			
(時刻) 月 日 時 分			
⑤ (予定港) (係留施設名)			
(時刻) 月 日 時 分			
出港後に特定海域に入域する予定位置及び予定時刻			
① (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】		② (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】	
(時刻) 月 日 時 分		(時刻) 月 日 時 分	
③ (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】		④ (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】	
(時刻) 月 日 時 分		(時刻) 月 日 時 分	
※以下の事項は、本邦の港への入港直前の過去10回の寄港に関するものとする			
經由国名	經由港名	經由港入港年月日	經由港出港年月日
①	①	① 年 月 日	① 年 月 日
②	②	② 年 月 日	② 年 月 日
③	③	③ 年 月 日	③ 年 月 日
④	④	④ 年 月 日	④ 年 月 日
⑤	⑤	⑤ 年 月 日	⑤ 年 月 日
⑥	⑥	⑥ 年 月 日	⑥ 年 月 日
⑦	⑦	⑦ 年 月 日	⑦ 年 月 日
⑧	⑧	⑧ 年 月 日	⑧ 年 月 日
⑨	⑨	⑨ 年 月 日	⑨ 年 月 日
⑩	⑩	⑩ 年 月 日	⑩ 年 月 日

船舶保安情報

經由港において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標	經由港において実施した船舶指標対応措置に加えて実施した措置の有無及びその内容	經由港乗船本邦下船旅客の有無
①	①【有・無】(内容)	①【下船旅客の有・無】
②	②【有・無】(内容)	②【下船旅客の有・無】
③	③【有・無】(内容)	③【下船旅客の有・無】
④	④【有・無】(内容)	④【下船旅客の有・無】
⑤	⑤【有・無】(内容)	⑤【下船旅客の有・無】
⑥	⑥【有・無】(内容)	⑥【下船旅客の有・無】
⑦	⑦【有・無】(内容)	⑦【下船旅客の有・無】
⑧	⑧【有・無】(内容)	⑧【下船旅客の有・無】
⑨	⑨【有・無】(内容)	⑨【下船旅客の有・無】
⑩	⑩【有・無】(内容)	⑩【下船旅客の有・無】
航行速力	航海中の異変等	

注1 入港前手続様式(その1)については、申請・通報を行おうとする官署全てに提出すること。(公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許可申請時に提出すること。)ただし、入港(本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする場合は、特定海域への入域)の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。

注2 入港前手続様式(その2)については、海上保安官署へ提出する必要がある場合に、海上保安官署にのみ提出すれば足りる。ただし、入港24時間前までに必ず提出すること。

注3 「申請者名」の欄については、港長に対して申請を行うに当たっては、署名又は記名押印すること。

注4 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号(信号符号)のみ記載すること。

注5 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。

注6 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。

注7 「その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。

注8 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。

注9 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。

注10 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締結国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。

注11 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。

注12 「当分の間内航か」の欄で「はい」を選んだ場合は、「出港後に他の本邦の港に入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻」の欄及び「特定海域に入域する予定位置及び予定時刻」の欄は記載する必要はない。

注13 入港前手続様式(その2)のうち、過去10回の寄港に関するものについては、過去10回の寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合は、そのうち直近の本邦の港及びそれ以降の寄港に関するものを記入すれば足りる。

# 水門航行申請書

航行日	年	月	日									
入航(水門に入る)						出航(水門を出る)						特殊
航行予定時刻	水門	隻数	船種	船名	船の特長・外観	航行予定時刻	水門	隻数	船種	船名	船の特長・外観	
時						時						
分						分						
時						時						
分						分						
時						時						
分						分						
時						時						
分						分						
時						時						
分						分						
時						時						
分						分						
時						時						
分						分						
水門 航行方向 東:土佐堀川→東横堀川水門 道:木津川→道頓堀川水門						水門 航行方向 東:東横堀川水門→土佐堀川 道:道頓堀川水門→木津川						
航行目的												
上記水門の航行については、注意事項を遵守します。												
利用区分												
申請者						TEL番号						
メールアドレス						FAX番号						
<p>TEL番号には緊急時の連絡のため、携帯電話などの番号の記入をお願いします。</p> <p>利用区分は「法人」「個人」のいずれかの記入をお願いします。</p>												

- 1) 水門を航行できる船舶の最高限度は以下の通りです。  
 東横堀川水門 長さ **44m** 幅 **21.6m** 有効高さ **3.9m** 吃 **1.3m**  
 道頓堀川水門 長さ **44m** 幅 **8.6m** 有効高さ **8.2m** 吃 **1.6m**
- 2) 水門の航行は、東横堀川水門・道頓堀川水門とも**9時から22時**まで。
- 3) 航行申込みは、航行日の**3日前の17時**までに本様式に必要な事項を記入し、東横堀川水門までメールまたは**FAX**にて送付してください。  
 (東横堀川水門) 住所 大阪市中央区高麗橋1丁目2-5      メールアドレス **suimon-osaka@city.osaka.lg.jp**  
**TEL 06-6203-9268**      **FAX 06-6203-9027**
- 4) 申込内容の変更及び当日の時間変更、キャンセルについては必ず事前に東横堀川水門へ連絡してください。
- 5) 工事で使用する場合は、航行目的欄に工事名・発注者名・河川名等を記入してください。
- 6) イベント等で使用する場合は、航行目的欄にイベント名・主催者名等を記入してください。
- 7) 水門航行時は騒音等の迷惑行為はしないでください。
- 8) 水辺整備工事や水門施設の保守点検等で航行出来ない場合があります。申請前に必ず大阪市ホームページ 建設局河川の手続きを確認してください。
- 9) 道頓堀川水門の制水門は航行できません。また水上バイク等は航行できません。
- 10) 高潮・津波の注意報・警報が発令されている時、東横堀川水門・道頓堀川水門とも開閉運転はしません。  
 当日の河川の流況ならびに気象に関する注意報・警報が発令されている場合、**またはその他の事象により**、航行を直前にお断りする場合がありますので水門職員の指示に従ってください。

